

乗合バス旅客県間流動調査記入要領

1. 本調査は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の実績を記入して下さい。
2. 乗車定員が1人以上であり、かつ2以上の都道府県（北海道については、下表の各地域を県とみなす。）に跨る全ての運行系統が本調査の対象となります。
また、平成25年7月31日以降、運行が開始された「新高速乗合バス」も、本調査の対象となります。
3. 原則として運行系統ごとに記入して下さい。また、運行系統の起点及び終点は、県名を付して明記して下さい。
複数の運行系統を一括しなければ、記入が困難な場合は、該当系統をまとめて記入しても差し支えありません（記入例3参照）。
4. 「登録県別配置車両数」欄には、当該運行系統に配置されている車両数を登録県別（北海道については各地域別）に記入して下さい。
5. 「発着県別推定輸送人員」欄については、他都道府県を跨る輸送人員については、往路・復路に分けて記入して下さい。
また、同一県内（域内）の輸送人員は、往路・復路をまとめて記入して下さい。
6. 都府県間毎に片道での輸送実績の記入が困難な場合は、貴社で把握している比率、最近における輸送状況などにより推定して下さい。
（例えば、平均的輸送を示す時期の実態を年間に拡大する等）。
7. 「発着県別推定輸送人員」の合計は、「令和5年度輸送人員」欄と一致させて下さい。
8. 路線の廃止・全面運休等により、輸送人員が全くない場合についても、その旨記入して下さい。
9. 調査票が2枚以上になる場合は、右上欄外にページを記入して下さい。
10. 本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課されており、秘密の保護には万全を期しています。
また、調査票の情報を、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません（統計法第40条）。
11. オンラインによる報告方法については、同封の「旅客県間流動調査オンライン報告マニュアル〔電子政府の総合窓口 e-Gov〕」及び「旅客県間流動調査オンライン報告マニュアル〔政府統計オンライン調査総合窓口 e-Survey〕をご覧ください。

12. 北海道の輸送人員を記入する際には、右図を参考に各地域別に記入下さい。

北海道の各地域	範 囲（総合振興局及び振興局）
道 北	上川、オホーツク、留萌及び宗谷
道 東	十勝、釧路及び根室
道 央	石狩、後志、空知、胆振及び日高
道 南	渡島及び檜山

13. 不明な点がありましたら、下記までご連絡下さい。

国土交通省 総合政策局 情報政策課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
T E L 03-5253-8111（内線 28-423）
F A X 03-5253-1564

(調査票記入例)

		(例1)	(例2)	(例3)		
区分	運行系統 (起点-終点)	東京都浅草 ↔ 埼玉県草加	埼玉県行田 ↔ 群馬県館林	東京都池袋 埼玉県大宮 埼玉県大宮 群馬県前橋		
登録県別配置車両数		東京 都道府県 4台	埼玉 都道府県 2台	東京 都道府県 6台	都道府県 台	都道府県 台
		都道府県 台	群馬 都道府県 4台	埼玉 都道府県 2台	都道府県 台	都道府県 台
		都道府県 台	都道府県 台	群馬 都道府県 4台	都道府県 台	都道府県 台
令和○年度輸送人員(人)		166,000	121,300	313,000		
発着県別推定輸送人員(人)	東京 都道府県 発 → 東京 都道府県 着	98,600		125,550		
	埼玉 都道府県 発 → 埼玉 都道府県 着	45,300	86,100	72,300		
	群馬 都道府県 発 → 群馬 都道府県 着		23,300	54,650		
	東京 都道府県 発 → 埼玉 都道府県 着	12,100		33,000		
	埼玉 都道府県 発 → 東京 都道府県 着	10,000		7,700		
	埼玉 都道府県 発 → 群馬 都道府県 着		6,900	10,800		
	群馬 都道府県 発 → 埼玉 都道府県 着		5,000	9,000		
	都道府県 発 → 都道府県 着					
	都道府県 発 → 都道府県 着					
	都道府県 発 → 都道府県 着					

注1 新規路線は、運行系統欄に開始年月日(例 令和○年○月○日開始)を記入して下さい。

注2 各運行系統のうち、同一県内(域内)の流動については、往復の輸送人員をまとめて記入して下さい。